

雨竜寿園利用料(多床室)のご案内

令和8年8月1日～

指定介護老人福祉施設雨竜寿園の入所利用料(多床室)についてご案内いたします

1、利用料金 多床室(2～4人部屋) 負担割合～1割 単位 円

	介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 介護福祉施設サービス費		589	659	732	802	871
② 精神科医師指導費		5	5	5	5	5
③ 看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)		12	12	12	12	12
④ 日常生活継続支援加算		36	36	36	36	36
⑤ 夜勤職員配置加算		13	13	13	13	13
⑥ 療養食加算(6単位/食)		18	18	18	18	18
⑦ 個別機能訓練加算(Ⅰ)		12	12	12	12	12
⑧ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 【月額】		20	20	20	20	20
⑨ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 【月額】		50	50	50	50	50
⑩ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 【月額】		10	10	10	10	10
⑪ 協力医療機関連携加算 【月額】		50	50	50	50	50
⑫ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ口) 【月額】		所定単位数(①～⑩の合計)×17.6%				
① 1ヶ月合計(30日)		24,320	26,789	29,365	31,834	34,269

介護保険負担割合が「1割」の場合で計算しています。
一定の所得がある方は自己負担が「2～3割」になります。介護保険負担割合証をご確認下さい。

③の加算は職員の配置状況によって算定します。(Ⅰ)4単位/日 (Ⅱ)8単位/日
⑥～⑧の加算は対象の方のみに算定いたします。④の加算要件を満たせない場合は「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」22単位 又は(Ⅱ)18単位を算定します。

※ その他の加算
・初期加算 30/(入所後30日間) ・外泊加算 246/(6日間まで) ・安全対策体制加算 20/(入所時のみ) ・退所時情報提供加算 250/(情報提供した場合)

2、居住費(光熱水費)、食費

	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②	第4段階～
居住費(光熱水費)	0	430	430	530	915
食 費	300	390	680	1420	1,545
① 1ヶ月合計(30日)	9,000	24,600	33,300	58,500	73,800

所得・課税状況、預貯金等によって、食費と居住費が軽減される場合があります。
保険者担当窓口(市町村役所)で申請して下さい。

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	33,320	35,789	38,365	40,834	43,269
第2段階	48,920	51,389	53,965	56,434	58,869
第3段階 ①	57,620	60,089	62,665	65,134	67,569
第3段階 ②	82,820	85,289	87,865	90,334	92,769
第4段階～	98,120	100,589	103,165	105,634	108,069

4、実質負担の合計(30日)早見表 ※高額介護サービス費適用後の金額

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	24,000	24,000	24,000	24,000	24,000
第2段階	39,600	39,600	39,600	39,600	39,600
第3段階 ①	57,620	57,900	57,900	57,900	57,900
第3段階 ②	82,820	83,100	83,100	83,100	83,100
第4段階～	98,120	100,589	103,165	105,634	108,069

5、選択加算料金

項 目	料 金	内 訳
テレビ使用料金	1日130円	貸出料(80円) 使用料(50円)
移送料 (入院時等)	無 料 実費相当額	空知管内 空知管外
預り金管理料	1日 70円	預り金口座の管理料 (在籍期間中は管理料を頂きます)

※日常生活費(ティッシュペーパー、歯磨き等)は実費負担あり
※理髪を希望される方は、実費負担にて出張サービスを斡旋いたします。

(カット、顔そり) ￥1,900
(カットのみ) ￥1,100
(顔そりのみ) ￥800

雨竜寿園利用料(個室)のご案内

令和8年8月1日～

指定介護老人福祉施設雨竜寿園の入所利用料(従来型個室)についてご案内いたします

単位 円

1. 利用料金

個室

負担割合～1割

	介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
① 介護福祉施設サービス費		589	659	732	802	871
② 精神科医師指導費		5	5	5	5	5
③ 看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)		12	12	12	12	12
④ 日常生活継続支援加算		36	36	36	36	36
⑤ 夜勤職員配置加算		13	13	13	13	13
⑥ 療養食加算(6単位/食)		18	18	18	18	18
⑦ 個別機能訓練加算(Ⅰ)		12	12	12	12	12
⑧ 個別機能訓練加算(Ⅱ) 【月額】		20	20	20	20	20
⑩ 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) 【月額】		50	50	50	50	50
⑪ 生産性向上推進体制加算(Ⅱ) 【月額】		10	10	10	10	10
⑫ 協力医療機関連携加算 【月額】		50	50	50	50	50
⑬ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ口) 【月額】		所定単位数(①～⑪の合計)×17.6%				
① 1ヶ月合計(30日)		24,320	26,789	29,365	31,834	34,269

介護保険負担割合が「1割」の場合で計算しています。

一定の所得がある方は自己負担が「2～3割」になります。介護保険負担割合証をご確認下さい。

③の加算は職員の配置状況によって算定します。(Ⅰ)4単位/日 (Ⅱ)8単位/日

⑥～⑧の加算は対象の方のみに算定いたします。④の加算要件を満たせない場合は「サービス提供体制強化加算(Ⅰ)」22単位 又は(Ⅱ)18単位を算定します。

※ その他の加算

・初期加算 30/(入所後30日間) ・外泊加算 246/(6日間まで) ・安全対策体制加算 20/(入所時のみ) ・退所時情報提供加算 250/(情報提供した場合)

2. 居住費(光熱水費)、食費

	第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②	第4段階～
居住費(光熱水費)	380	480	880	980	1,231
食 費	300	390	680	1,420	1,545
② 1ヶ月合計(30日)	20,400	26,100	46,800	72,000	83,280

所得・課税状況、預貯金等によって、食費と居住費が軽減される場合があります。

保険者担当窓口(市町村役所)で申請して下さい。

3. 支払いの合計(30日)早見表 ※雨竜寿園へ支払う金額 (①+②)

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	44,720	47,189	49,765	52,234	54,669
第2段階	50,420	52,889	55,465	57,934	60,369
第3段階 ①	71,120	73,589	76,165	78,634	81,069
第3段階 ②	96,320	98,789	101,365	103,834	106,269
第4段階～	107,600	110,069	112,645	115,114	117,549

4. 実質負担の合計(30日)早見表 ※高額介護サービス費適用後の金額

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
第1段階	35,400	35,400	35,400	35,400	35,400
第2段階	Aの金額が15,000円を超えた分は返金 41,100	41,100	41,100	41,100	41,100
第3段階 ①	Aの金額が24,600円を超えた分は返金 71,120	71,400	71,400	71,400	71,400
第3段階 ②	96,320	96,600	96,600	96,600	96,600
第4段階～	107,600	110,069	112,645	115,114	117,549

5. 選択加算料金

項 目	料 金	内 訳
テレビ使用料金	1日130円	貸出料(80円) 使用料(50円)
移送料 (入院時等)	無 料 実費相当額	空知管内 空知管外
預り金管理料	1日 70円	預り金口座の管理料 (在籍期間中は管理料を頂きます)

※日常生活費(ティッシュペーパー、歯磨き等)は実費負担あり

※理髪を希望される方は、実費負担にて出張サービスを斡旋いたします。

(カット、顔そり) ￥1,900
(カットのみ) ￥1,100
(顔そりのみ) ￥800

利用料負担額の軽減について

負担限度額認定

所得・課税状況、預貯金等によって、食費と居住費が軽減される制度です。

【負担限度額の認定対象者】

負担段階	対象となる方	食費 (1日)	居住費 (1日)	
			多床室	個室
第1段階	世帯全員が市町村税非課税で、 高齢福祉年金 を受給されている方 生活保護を受給している方	300円	0円	380円
第2段階	世帯の全員が市町村税非課税 本人年金収入等が年間 82.65万円以下 の方 預貯金が【単身】 650万円以下 【配偶者あり】 1,650万円以下	390円	430円	480円
第3段階 ①	世帯の全員が市町村税非課税 本人年金収入等が年間 82.65～120万円以下 預貯金が【単身】 550万円以下 【配偶者あり】 1,550万円以下	680円 (650円)	430円	880円
第3段階 ②	世帯の全員が市町村税非課税 本人年金収入等が年間 120万円超 預貯金が【単身】 500万円以下 【配偶者あり】 1,500万円以下	1,420円 (1,360円)	530円 (430円)	980円 (880円)

【負担限度額の対象外者】

第4段階	・世帯に課税者がいる者 ・市町村民税本人課税者	1,545円 (1,445円)	915円	1,231円
------	----------------------------	--------------------	------	--------

()はR8年7月までの費用

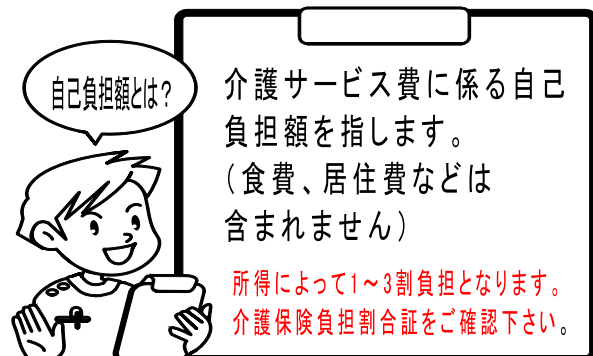
※ 認定を受けるには申請が必要です。保険者担当窓口(市町村役所)で申請してください。



高額介護サービス費

自己負担額が利用者負担段階の上限を超えた場合に、払い戻しが受けられる制度です。

利用者負担段階	高額介護サービス費の自己負担上限額
第1段階	15,000円
第2段階	15,000円
第3段階	24,600円
第4段階	44,400円



※ 払い戻しを受けるには申請が必要です。利用料の領収書、印鑑、振込先口座の通帳をお持ちになって保険者担当窓口(市町村役所)で申請してください。